



こども計画／子ども条例



こども計画

市では、子ども・若者支援にかかる総合的な計画として、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、市子ども条例などに基づく各種計画を一体として「筑紫野市こども計画」(計画期間:令和7年度～11年度)を策定しました。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



基本理念

**みんなで育もう！ ウェルビーイングのまちづくり
子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して**

こども計画では、子どもや若者の成長と自立のため、地域、学校、行政など社会全体が一体となって、子どもの権利保障、子どもの居場所づくり、子どもの貧困対策など15の基本施策に取り組むこととしています。

子ども条例

市では、児童の権利に関する条約に基づき、子どもが自分も他人も大切に、いきいきとすごすことができる住みよいまちをつくることを目指し、「筑紫野市子ども条例」を制定しています。



基本的な考え方

子ども条例では、次の5つの基本的な考え方に基づいて、子育て支援の推進と、子どもの権利擁護のための取り組みを進めるものとしています。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1)子どもの最善の利益が第一に考えられること。 | (4)子どもの成長及び発達に応じた支援がなされること。 |
| (2)子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。 | (5)子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で |
| (3)子どもの自尊感情が育まれるよう配慮されること。 | 推進されること。 |

子どもの大切な権利

子ども条例では、子どもの持つ、特に大切な権利として4つの権利を掲げています。

- (1)生きる権利(生命が守られること。愛情及び理解をもって育まれることなど)
- (2)育つ権利(個性及び他者との違いが認められ、人格が尊重されることなど)
- (3)参加する権利(自己表現又は自分に関するものの意見が尊重されることなど)
- (4)守られる権利(身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないことなど)

これらの権利は、「児童の権利に関する条約」に掲げられたさまざまな権利を基に定めています。

子ども条例は、こども計画の資料編の中に掲載しており、市役所、カミリーヤ、各コミュニティセンターで見ることができます。また、市ホームページでも確認することができます。

子どもの権利救済委員

☎ こども政策課 ☎ 923-1111(内線 410・411)

子ども条例に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談、救済や回復を支援するために、子どもの権利救済委員を設置しています。

子どもに関する人権問題や友だちとの関係で、困ったり、悩んだりしたときに相談することができます。